

ご注意

旅客が出国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行なうときは、その旅客の運送は、死亡又は身体の障害及び手荷物の滅失又は毀損の場合における運送人の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがあります。なお、「国際旅客への責任制限に関するお知らせ」の注意書をご参照下さい。

契約条件

- この契約で使用する場合において、「航空券」とは、この旅客切符及び手荷物切符をいい、これらの契約条件及び上記注意書はその一部をなしており、「運送」とは、「輸送」と同義語であり、「運送人」とは、この航空券により旅客若しくはその手荷物を運送し又は運送を引受け、又は当該航空運送に付随するその他の業務を行なうすべての航空運送人をいい、「ワルソー条約」とは、1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約又は1955年9月28日にヘーグで改正されたワルソー条約のうちいずれか適用するものをいいます。
- この航空券による運送は、その運送がワルソー条約で定義された「国際運送」でない場合でなければ、ワルソー条約に定める責任に関する規定及び制限の適用を受けず。
- 上記と抵触しない範囲内において各運送人が行なう運送及びその他の業務は、(I)この航空券に記載された規定、(II)適用タリフ、(III)この契約条件の一部をなす、運送人の運送約款及び関係規則(これらは要求に応じて運送人の事務所で閲覧できます。)の適用を受けず。ただし、アメリカ合衆国又はカナダのある地点とその国外の地点との間の輸送にはそれらの国で有効な約款が適用します。
- 運送人の正式名称及びその略号は運送人のタリフ、運送約款、規則又は時刻表に記載されており、運送人の名称はこの航空券面に略記することがあります。運送人の住所は、この航空券面上の運送人の最初の名称略号の反対側に記載されている出発空港とします。予定寄航地は、旅客の旅路上の予定寄航地としてこの航空券に記載され又は運送人の時刻表に示されている寄航地とします。この航空券により2以上の運送人が相次いで行なう運送は、単一の取扱とします。
- 他の航空運送人の路線の運送のために航空券を発行する航空運送人は、当該地の航空運送人の代理人としてのみ、これらの行為をします。
- 運送人の責任の排除又は制限に関する一切の規定は、運送人の代理人、被用者及び代表者並びに運送のために運送人が使用する航空機の保有者並びにその代理人、被用者及び代表者にも適用します。
- 受託手荷物は手荷物切符の所持人に引渡します。国際輸送として運送される手荷物に毀損があった場合には、異議は毀損の発見後直ちに、遅くともその受取りの日から7日以内に運送人に対し書面でなされなければならず、遅延の場合には、異議はその手荷物が引渡された日から21日以内になされなければなりません。国際輸送でない輸送に関してはタリフ又は運送約款を御参照下さい。
- この航空券、運送人のタリフ、運送約款又は関係規則に別段の定めのある場合を除き、この航空券は発行日から1年間運送に対して有効です。この航空券による運送のための運賃は運送開始前に変更されることがあります。運送人は、適用運賃の支払がなされていない場合には、輸送を拒絶することがあります。
- 運送人は、相当なる早さで旅客及び手荷物を運送するために最善の努力を払うようにします。時刻表又はその他のところに示されている時刻は保証されたものではなく、またこの契約の一部をなすものではありません。運送人は予告なしに運送人を他の運送人に変更し又は航空機を他の航空機に変更することができ、また、必要な場合には、この航空券に示されている寄航地を変更し又は省略することができます。スケジュールは予告なしに変更されます。運送人は接続をなすことにつき一切責任を負いません。
- 旅客は官公署の定める旅行要件に従うものとし、出入国書類その他の必要書類を提示し、運送人が指定する時刻までに又は時刻を特に指定していないときは、搭乗手続を完了できるよう十分な余裕をもって空港に到着するものとし、
- 運送人の代理人、被用者又は代表者は、この契約のいかなる規定をも変更若しくは改訂し又はいかなる権利をも放棄する権限を有しません。

<おことわり> この航空券に日本語で記載されている契約条件及び注意書は、旅客の参考のためのものであり英語によるものが正文となっておりますのでご注意ください。

運送人は適用ある法令又は運送人のタリフ若しくは関係規則に違反して航空券を取得した者に対しては、運送を拒否する権利を留保します。

「この航空券は、券面上の「発行航空会社」欄に名称が記載された運送人により発行されました。発行条件はタリフ規則に従います。」

手荷物に対する責任限度についてのお知らせ

手荷物の滅失、紛失、遅延又は毀損に対する航空会社の責任には、旅客が事前により高い価額を申告し、かつ、増料金を支払っているものでなければ、限度があります。ほとんどの国際旅行（国際旅行の一部を構成する国内旅行区間を含む）に対する責任限度は、受託手荷物の場合、1ポンド当り約9.07米ドル（1キログラム当り約20.00米ドル）、持込手荷物の場合、旅客1人当り約400米ドルとされております。米国国内区間のみ旅行に対しては、米国連邦規則により、航空会社の手荷物に対する責任限度は、旅客1人当り少なくとも2,500米ドルとするよう規定されております。ある種の物品については、限度額を超える価額を申告することができます。破損しやすいもの、高価なもの又はくさりやすいものに対して責任を負わない航空会社もあります。詳細は航空会社にお問合わせください。

（注：上記文中「高価なもの」とは、貨幣、宝石類、銀製品、有価証券、証券その他の高価品、見本又は書類等をいいます。）なお、ここに添付した日本語は、旅客の参考のためのものであり、英語によるものが正文となっておりますのでご注意ください。

国際旅客への責任制限に関するお知らせ

旅客が出発国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行なうときは、ワルソー条約と呼ばれている条約の規定が出発国又は到達国の国内区間を含む全区間に対して適用することがあります。アメリカ合衆国内の地点を出発地、到達地又は予定寄航地とする旅行をする旅客の場合には、同条約及び適用タリフに定められている特別運送契約により、当該特別契約に加入している運送人の、旅客の死亡又は負傷その他の身体の障害に対する責任はほとんどの場合に旅客1人当り75,000米ドルを超えない証明された損害額に制限され、また、当該限度までの責任は運送人側の過失を条件とするものではないと定められています。当該特別契約に加入していない運送人により旅行する旅客の場合又はアメリカ合衆国内の地点を出発地、到達地又は予定寄航地としていない旅行をする旅客の場合には、旅客の死亡又は負傷その他の身体の障害に対する運送人の責任は、ほとんどの場合に約10,000米ドル又は約20,000米ドルに制限されています。上記特別契約に加入している運送人の名称は当該運送人の航空券発券事務所で供覧しており、要求により閲覧することができます。保険会社に保険を付することによって、通常上記補償に追加して補償を得ることができます。当該保険はワルソー条約又は上記特別運送契約に定める運送人の責任限度によって影響されることなく付保できます。詳細についてはご搭乗の航空会社又は保険会社の職員にご相談下さい。

〔おことわり〕 上記の責任限度の75,000米ドルは訴訟の費用及び経費を含む額です。ただし、訴訟の費用及び経費を別途裁定する国において提起された賠償請求の場合には、その限度は訴訟の費用及び経費を除く58,000米ドルとします。

なお、ここに添付した日本語は、旅客の参考のためのものであり英語によるものが正文となっておりますのでご注意ください。

危険な物品

以下の物品は、手荷物としてのお預かりもお持ち込みも出来ませんのでご注意ください。爆発物（花火を含む）、高圧ガス（コンロ用カセットボンベ、スポーツ用酸素スプレーを含む）、可燃性液体・固体（多量のライター・マッチ・*70度を超えるアルコール飲料を含む）、有毒物質（殺虫剤を含む）、その他腐食性・酸化性・放射性・強磁気性など周囲に危険または迷惑を及ぼす恐れのあるもの。また鉄砲刀剣類などを客室内に持ち込むことはできません。

（*）24度を超え、70度までのアルコール飲料の携行は、お預かりとお持ち込みを含めてお一人につき5リットルに制限されております。

医薬品、化粧品その他ごく限られた品目については少量に限り運送が認められております。詳細は係員までお尋ね下さい。

下記のお知らせは、米国発旅程でかつ米国で販売された航空券には適用されません。

オーバーブッキングによりお座席を提供できない場合

D B C（注）が法制化された国において、オーバーブッキングにより、予約をお持ちのお客様に座席を提供できなかった場合、航空会社は規定による補償を行いません。詳細につきましては、航空会社にご照会下さい。

（注）D B C：オーバーブッキングにより座席を提供できない場合の補償（Denied Boarding Compensation）